

(第一類 第八号)

第十三回国会
衆議院

厚生委員会議録 第十一号

(三八〇)

昭和二十七年三月十三日(木曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 大石 武一君

理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君

理事田 四郎君 理事金子與重郎君

理事岡 良一君

高橋 等君

堀川 恭平君

松井 豊吉君

堤 ツルヨ君

寺崎 覺君

出席國務大臣

厚生大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

行政管理政務次官 山口六郎次君

厚生政務次官 松野 綱三君

厚生事務官 安田 巖君

(社会局長)

引揚援護庁長官 木村忠二郎君

引揚援護庁次長 田辺 繁雄君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

二月二十六日

委員入百板正君辭任につき、その補

欠として福田昌子君が議長の指名で

委員に選任された。

三月一日

委員樋井三君辭任につき、その補

欠として中川俊思君が議長の指名で

委員に選任された。

同月五日

委員高橋等君辭任につき、その補欠

として藤生太賀吉君が議長の指名で
委員に選任された。

同日

委員藤生太賀吉君辭任につき、その
補欠として高橋等君が議長の指名で

委員に選任された。

三月十二日

戦傷病者戦没者遺族等援護法案(内
閣提出第六六号)

同月三日

未帰還者留守家族の国家補償強化に
関する請願(田中啓一君紹介)(第一

一〇〇号)

同(保利茂君外四名紹介)(第一一〇

一号)

同(堤ツルヨ君紹介)(第一一三七号)

同(北澤直吉君紹介)(第一二六一号)

国立八日市病院存置の請願(河原伊

三郎君紹介)(第一一〇五号)

国立舞鶴病院存置の請願(小川半次

君紹介)(第一一〇六号)

国立横浜病院存置の請願(永井要造

君紹介)(第一一〇七号)

国立立川病院存置の請願(川西清君

紹介)(第一一六八号)

国立立川病院存置の請願(角田幸吉

君紹介)(第一二四七号)

国立立川病院存置の請願(遠藤

三郎君紹介)(第一二四六号)

国立立川病院存置の請願(水田三喜

男君紹介)(第一二四七号)

国立旭川病院存置の請願(柄澤ま

子君紹介)(第一二四八号)

国立病院の地方移管反対に関する請

願(玉置寛君紹介)(第一

九九号)

同(松尾トシ子君外一名紹介)(第一

一四一四号)

同(加藤鐵造君紹介)(第一一

四二二号)

国立病院の地方移管反対に関する請

願外一件(佐々木三三君紹介)(第一

一四三三号)

国立松江病院存置等の請願(岡良一

君紹介)(第一一四四号)

国立舞鶴病院存置の請願(水谷長三

郎君紹介)(第一一四五号)

同(前尾繁三郎君紹介)(第一一四六

号)

あんま、はり、きゅう及び柔道整復

師の免許制度存続等の請願(田中伊

三三君紹介)(第一一六三三三三三

新島原下の結核病床増設等に関する

請願外八件(塚田十一郎君紹介)(第

一一六四号)

同外十件(丸山直友君紹介)(第一一

六五五号)

遺族援護強化に関する請願(中村幸

八君紹介)(第一一六六号)

国立立川病院存置の請願(北澤直

吉君紹介)(第一一六七号)

国立立川病院存置の請願(川西清君

紹介)(第一一六八号)

国立立川病院存置の請願(青柳一郎

君紹介)(第一一六九号)

連合軍の事故による被害者の補償措

置に関する請願(福田篤彦君紹介)

(第一一七三三三三三)

同月七日

未帰還者留守家族の国家補償強化に

関する請願(玉置寛君紹介)(第一

九九号)

同(志田義信君紹介)(第一二〇〇

号)

同(眞鍋勝君紹介)(第一二〇一五

同(山本猛夫君紹介)(第一二二五五

同(淺香忠雄君紹介)(第一二二五六

同(鍛冶良作君紹介)(第一二二五七

同(瀬戸山三男君外一名紹介)(第一

二五八号)

国立高崎病院存置の請願(中曾根康

弘君紹介)(第一二〇二二二二二二

国立松本病院存置の請願(増田甲子

七君紹介)(第一二〇三三三三三三

国立病院等の地方移管反対に関する

請願(内藤友明君紹介)(第一二〇四

国立立川病院存置の請願(岡田五郎

君紹介)(第一二〇五五五五五五

あんま、はり、きゅう及び柔道整復

師の免許制度存続等の請願外一件

(刈田アサノ君紹介)(第一二〇六

栄養士法廃止反対の請願(刈田アサ

ノ君紹介)(第一二〇七五五五五五

国立立川病院存置の請願(角田幸吉

君紹介)(第一二四七五五五五五

静岡県下国立病院存置の請願(遠藤

三郎君紹介)(第一二四六五五五五五

国立立川病院存置の請願(水田三喜

男君紹介)(第一二四七五五五五五

国立旭川病院存置の請願(柄澤ま

子君紹介)(第一二四八五五五五五

国立病院の地方移管反対に関する請

願(柄澤ま子君紹介)(第一二四九

同(柄澤ま子君紹介)(第一二四九

同(柄澤ま子君紹介)(第一二四九

同(柄澤ま子君紹介)(第一二四九

国立立川病院存置の請願(青柳一郎

君紹介)(第一二五〇五五五五五

北海道下の結核病床増設等に関する

請願(柄澤ま子君紹介)(第一二

五五五五五五五五五五五五五五

母子福祉法制定の請願(圓谷光衛君

紹介)(第一二五二五五五五五五五

同(大澤嘉平治君紹介)(第一二五三

同(大内一郎君紹介)(第一二五四

国立療養所における給食費増額の請

願(遠藤三郎君紹介)(第一二五九

理容師及び美容師の免許制度廃止反

対に関する請願(武藤一君紹介)

(第一二六〇五五五五五五五五五

国民健康保険に対する給付費国庫負

担等に関する請願(金子與重郎君紹

介)(第一二六一五五五五五五五五

日南海岸を国立公園に指定の請願

(田中不破三三君紹介)(第一二六二

室津村に上水道敷設の請願(塩田貴

四郎君紹介)(第一二七九五五五五五

同月十日

国立高崎病院存置の請願(金子與重

郎君紹介)(第一二三三三三三三三三

未帰還者留守家族の国家補償強化に

関する請願外一件(庄司一郎君紹介)

(第一二三三四五五五五五五五五五

同(前田正男君外三名紹介)(第一三

五二五五五五五五五五五五五五五

同(前田正男君外三名紹介)(第一三

同(前田正男君外三名紹介)(第一三

同(前田正男君外三名紹介)(第一三

同(前田正男君外三名紹介)(第一三

同(前田正男君外三名紹介)(第一三

第一類第八号

厚生委員会議録第十一号 昭和二十七年三月十三日

域及びその区域が戦地であつた期間、政令で定める。

(公務員傷病の範囲)

第四條 軍人が負傷し、又は疾病にかつた場合において、恩給法の規定により当該負傷又は疾病を公務によるものとみなすとき、及び軍人たる特別の事情に關連して不慮の災難により負傷し、又は疾病にかかり、援護審査会において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したときは、この法律の適用については、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

2 軍人軍属が昭和二十年九月二日以後、引き続き海外にあつて復員するまでの間に、自己の責に歸することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつたときは、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

(援護の種類)

第五條 この法律による援護は、左の通りとする。

- 一 障害年金の支給
- 二 更生医療の給付
- 三 補装具等の支給
- 四 国立保養所への收容
- 五 遺族年金の支給
- 六 遺族一時金の支給

(裁定)

第六條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利の裁定は、これらの援護を受けようとする者の請求に基いて厚生大臣が行う。

第二章 援護

第一節 戦傷病者等に対する援護

(障害年金の支給)

第七條 軍人軍属であつた者が在職期間(もとの陸軍の見習士官又はもとの海軍の候補生若しくは見習尉官については、これらの者がその身分を有していた期間。この節中以下同じ)内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行の際(左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日)、当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ四の特別項症から第六項症に定める程度の不具廃疾の状態にある場合において、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一 この法律の施行後復員する者で、その復員の日について当該負傷又は疾病がなおつていゝものについては、その復員の日

二 この法律の施行後未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)第八條の二の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾病がなおつた日又はなおらないで同條の規定により療養を受けることができる期間を経過した日

2 軍人軍属であつた者が在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合において、この法律の施行後(前項各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日以後)において、当該負傷又は疾病により同項に規定する程度の不具廃疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

3 前二項の場合において、軍属であつた者に対しては、その不具廃疾が昭和二十年九月二日前に生じた負傷又は疾病によるものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限り、障害年金を支給する。

(障害年金の額)

第八條 障害年金の額は、左の表の通りとする。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	六六、〇〇〇円
第一項症	五四、〇〇〇円
第二項症	四八、〇〇〇円
第三項症	四二、〇〇〇円
第四項症	三六、〇〇〇円
第五項症	三〇、〇〇〇円
第六項症	二四、〇〇〇円

(期限つき障害年金)

第九條 厚生大臣は、障害年金を受ける権利の裁定を行うにあつて、将来、その不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することがあると認めるときは、障害年金を受ける権利に五年以内の期限を附することができる。

2 前項の期限の到来前六月前までに不具廃疾が回復しない者で、その不具廃疾の程度がなお第七條第一項に規定する程度であるものには、引き続き相当の障害年金を支給する。この場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。

(障害年金の額の改定)

第十條 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の不具廃疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、その程度に応じて当該障害年金の額を改定する。

2 不具廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基いて行う。

3 第一項の規定による障害年金の額の改定は、援護審査会の議決を経て行われなければならない。(障害年金の支給を受けることができない者)

第十一條 左に掲げる者には、障害年金を支給しない。

- 一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となつた者
- 二 第七條第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた日において、日本の国籍を有しない者

三 第七條第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた日以後、この法律の施行前に、第十四條第一項第二号から第四号までの一に該当した者

(障害年金の減額及び控除)

第十二條 障害年金の支給を受けている者が第二十二條の規定により国立保養所に收容された場合においては、その者が收容されている間、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金につきその一部を減額することができ

復員者給與法の規定により傷病賜金又は障害一時金を受けた者が、同一の事由によつて障害年金の支給を受ける場合においては、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金の額から、既に受けた傷病賜金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

(障害年金の始期及び終期)

第十三條 障害年金の支給は、第七條第一項の規定により支給するものについては、昭和二十七年四月(同項各号の一に規定する者に支給するものについては、当該各号に掲げる日の属する月の翌月)から、同條第二項の規定により支給するものについては、同項に規定する議決があつた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

2 第十條第一項の規定により、障害年金の額を改定した場合において、改定された額による障害年金の支給は、同條第三項に規定する議決があつた日の属する月の翌月から始める。

(障害年金を受ける権利の消滅)

第十四條 障害年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。

- 一 死亡したとき
- 二 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき
- 三 在職期間内における職務に關する犯罪(過失犯を除く)により、禁こ以上の刑に処せられたとき

四 日本に国籍を失つたとき。
五 厚生大臣によつて第七條第一項に規定する程度の不具障疾の狀態になつたものと認定されたとき。

2 厚生大臣は、前項第五号の認定をするにあつては、援護審査会の議決を経なければならぬ。
(障害年金の支給停止)

第十五條 障害年金を受ける権利を有する者が、三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、この限りでない。

2 前項但書の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、取消の日の属する月の翌月から、刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。

3 禁錮以上の刑に処せられた者が、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなる前に障害年金を受ける権利を有するに至つたときは、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者については、この限りでない。
4 第二項の規定は、前項但書の場合に準用する。

(障害年金を受ける権利の受継)
第十六條 障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき障害年金であつて、その者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で死亡した者の障害年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に障害年金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に對してした障害年金を受ける権利の裁定又はその支給は、全員に對してしたものとみなす。
(更生医療の給付)

第十七條 厚生大臣は、軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の視力障害、聴力障害、肢体不自由又は中枢神経機能障害の状態にあるものが、その職業能力を回復し、その他更生するために再手術等の治療が必要であると認めるときは、その者の申請により、更生医療の給付を行うことができる。
2 更生医療の給付は、左の通りとする。

一 診療
二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
四 病院への收容
五 看護
六 移送

3 更生医療の給付は、厚生大臣の指定する医療機関(以下指定医療機関という。)において、行うものとする。

(診療方針及び診療報酬)
第十八條 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることが適當でないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

(医療費審査)
第十九條 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前條の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行う前項の決定に従わなければならない。
3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定することにあつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で厚生省令で定めるものの意見をきかなければならない。

(報告の請求及び検査)
第二十條 厚生大臣は、前條第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に對して必要な報告を求め、又当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、實地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正當な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に對する診療報酬の支拂を一時差し止めることができる。
(補綴具等の支給)
第二十一條 厚生大臣は、軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の視力障害、聴力障害、肢体不自由又は中枢神経機能障害の状態にあるものにつき、必要があると認めるときは、その者の申請により、盲人安全つえ若しくは補綴具を支給し、又はこれを修理することができる。

2 厚生大臣は、特別の事由がある場合においては、前項の支給又は修理に代えて、盲人安全つえ又は補綴具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。
(国立保養所への收容)
第二十二條 厚生大臣は、障害年金を受ける権利を有する者で重度の不具障疾の状態にあるものを、その者の申請により、国立保養所に收容することができる。

第二節 戦没者遺族等に對する援護
(遺族年金の支給)
第二十三條 左に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。

一 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族
二 障害年金又は軍人たるによる増加恩給(その支給事由である負傷又は疾病による不具障疾の程度が第七條第一項に規定する程度であるものに限り)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失ふことなく、当該障害年金又は増加恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

2 軍属又は軍属であつた者の遺族に對しては、前項第一号に規定する負傷又は疾病が昭和二十年九月二日前に生じたものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限り、遺族年金を支給する。
(遺族の範囲)
第二十四條 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の當時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父、母、孫、祖父及び祖母で、死亡した者の死亡の當時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともしし

ていたもの（死亡した者の死亡の当時、その者の軍人軍属たることによる勤務がなかつたならば、これらの条件に該当していたものと認められるものを含む。以下同じ。）とする。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、且つ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向つて、その子は、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

（夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母に対する遺族年金の支給条件）
第二十五條 夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母については、遺族年金は、これらの遺族がこの法律の施行の際（死亡した者の死亡の日が、この法律の施行後であるときは、その死亡の日）、それぞれ左の各号に規定する条件に該当する場合及びその後（はじめてそれぞれこれらの条件に該当するに至つた場合に支給する。）

一 夫については、不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。
二 子については、十八歳未満であつて、配偶者がなく、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。
三 父及び母については、六十歳以上であること、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

四 孫については、十八歳未満であつて、配偶者がなく、且つ、

その者を扶養することができない直系血族がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと。

五 祖父及び祖母については、六十歳以上であつて、その者を扶養することができない直系血族がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと。

（遺族年金の額）
第二十六條 遺族年金の額は、配偶者については、一万円、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、一人につき五千円とする。

（遺族年金の特例）
第二十七條 前條の規定にかかわらず、第二十三條第一項第二号に掲げる遺族に支給する遺族年金の額は、前條に定める額の十分の六に相当する額とする。

2 前項に規定する遺族に遺族年金を支給する場合において、遺族全員に対して支給すべき遺族年金の総額が二万四千円をこえるときは、各遺族に支給すべき遺族年金の額は、同項の規定にかかわらず、二万四千円を、同項の規定により各遺族に支給すべき遺族年金の額の割合にあん分して得た額とする。

（遺族年金受給権者数人ある場合の請求）
第二十八條 同一の支給事由により遺族年金を受ける権利を有する者

が数人ある場合においては、これらの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該遺族年金の請求又はその支給の請求を行わなければならない。但し、世帯を異にする等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（遺族年金の支給を受けることができない者）
第二十九條 左に掲げる遺族には、遺族年金を支給しない。
一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二 死亡した者の死亡後、この法律の施行前又は第二十五條各号の一に規定する条件に該当するに至る前に、第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号までの一に該当した遺族

（遺族年金の始期及び終期）
第三十條 遺族年金の支給は、昭和二十七年四月（死亡した者の死亡の日がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

2 前項の規定にかかわらず、遺族が死亡した者の死亡の日の属する月の翌月以後第二十五條各号の一に規定する条件に該当するに至つたことによつて支給する遺族年金については、その支給は、同條各号の一に規定する条件に該当するに至つた日の属する月から始め

（遺族年金受給権の消滅）
第三十一條 遺族年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。
二 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。
三 日本の国籍を失つたとき。
四 離縁によつて、死亡した者と親族関係が終了したとき。
五 夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、第二十五條各号に規定する条件に該当しなくなつたとき。

最高額のもの
二 額が同じであるときは、当該遺族年金を受ける権利を有する者が選ぶもの

（準用規定）
第三十三條 第十五條及び第十六條の規定は、遺族年金の支給に準用する。

（遺族一時金の支給）
第三十四條 昭和十六年十二月八日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後、これにより、死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、遺族一時金を支給する。

（遺族の範囲）
第三十五條 遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫及び祖母で、死亡した者の死亡の当時、日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。但し、夫、子及び孫については、この法律の施行の際（死亡した者の死亡の日が、この法律の施行後であるときは、その死亡の日）、それぞれ第二十五條第一号、第二号又は第四号に規定する条件に該当する場合に限る。

（併給の禁止）
第三十二條 二以上の遺族年金を受ける権利を有する者には、左の區別により、その一を支給する。一 額が異なるときは、そのうち

（併給の禁止）
第三十二條 二以上の遺族年金を受ける権利を有する者には、左の區別により、その一を支給する。一 額が異なるときは、そのうち

（併給の禁止）
第三十二條 二以上の遺族年金を受ける権利を有する者には、左の區別により、その一を支給する。一 額が異なるときは、そのうち

（併給の禁止）
第三十二條 二以上の遺族年金を受ける権利を有する者には、左の區別により、その一を支給する。一 額が異なるときは、そのうち

に規定する順序とする。但し、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
(遺族一時金の額及び記名国債の交付)
第三十七條 遺族一時金の額は、死亡した者一人につき五万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ
3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。
4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除く外、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるものの外、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。
(遺族一時金の支給を受けることができない者)
第三十八條 左に掲げる遺族には、遺族一時金を支給しない。
一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族
二 死亡した者の死亡の日以後、第三十一條第二号から第四号までの又は第六号から第八号までの一に該当した遺族
三 禁こ以上の刑に処せられ、そ

の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族
(刑の執行猶予の言渡を受けた遺族を除く。)
(運用規定)
第三十九條 第十六條第三項の規定は、遺族一時金を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合において、同條の規定は、遺族一時金を受けける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ遺族一時金の請求又はその支給の請求について準用する。

第三章 不服の申立
(不服の申立)
第四十條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金に關する処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生大臣に不服の申立をすることができ
2 前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。
3 厚生大臣は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても、不服の申立を受理することができ
(裁決)
第四十一條 厚生大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならぬ。
2 前項の規定により厚生大臣が裁決を行つたときは、援護審査会の意見をきかなければならぬ。

(政令への委任)
第四十二條 前二條に定めるものの外、不服の申立、審査及び裁決の手続に關して必要な事項は、政令で定める。
第四章 雑則
(年金の支給期月)
第四十三條 障害年金及び遺族年金は、政令で定める期月に、それぞれその前月分までを支給する。但し、前支給期月に支給すべきであつた年金又は年金を受ける権利を有する者がその権利を失つた場合におけるその期の年金は、支給期月でない時期においても、支給する。
(受給権調査)
第四十四條 厚生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分關係の異動及び不具慶疾の狀態に關してその者に必要な書類の提出を命ずることができ
2 厚生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者について不具慶疾の狀態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができ
3 厚生大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金又は遺族年金の支給を一時差し止めることができる。
(時効)
第四十五條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、七

年間行われなるときは、時効によつて消滅する。
(譲渡又は担保の禁止)
第四十六條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。
(差押の禁止)
第四十七條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押さへることができない。但し、国税徴收法(明治三十年法律第二十一号)又は国税徴收の例による場合においては、この限りでない。
(非課税)
第四十八條 障害年金、第十七條又は第二十一條の規定により支給を受ける金品及び遺族一時金並びに第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 援護に關する書類には、印紙税を課さない。
(年金の手拂)
第四十九條 障害年金及び遺族年金の支拂に關する事務は、郵政大臣が取り扱うものとする。
2 厚生大臣は、前項の支拂に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならぬ。
(権限又は事務の委任)
第五十條 この法律に定める厚生大臣の権限又は権限に屬する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事又は身体障害者福祉法(昭和

二十四年法律第二百八十三号)に規定する援護の実施機關が行う。
(省令への委任)
第五十一條 この法律に特別の規定がある場合を除く外、この法律の実施のための手続その他その執行に關して必要な細則は、省令で定める。
附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。
3 この法律の施行の際、軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けている者については、その不具慶疾の程度に應ずる障害年金を受ける権利につき、厚生大臣の裁定があつたものとみなす。この法律の施行後に軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けた者についても、同様とする。
4 前項の場合において、当該増加恩給が恩給法第五十條第一項の規定による有期のものであるときは、前項の規定により裁定があつたものとみなされた障害年金については、その期間(その期間の一部がこの法律の施行前に経過したものであるときは、その残期間)につき、第九條第一項の規定による期限が附せられたものとする。
5 軍人たるによる増加恩給を受けることができる者に対する同一の事由による障害年金は、その増加恩給を受ける権利につき裁定があ

2 前項の規定により厚生大臣が裁決を行つたときは、援護審査会の意見をきかなければならぬ。
(時効)
第四十五條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、七

つた場合にのみ支給する。

6 第三項の場合においては、増加恩給と障害年金を併給しない。で、障害年金の額が増加恩給の額をこえるときは、障害年金のみを支拂うものとする。但し、障害年金の額が増加恩給の額をこえる場合において、その増加恩給につき担保権が設定されているときは、その担保権が存続する間は、この限りでない。この場合においては、その担保権が存続する間、その者に支給すべき障害年金の額から増加恩給の額に相当する額を控除するものとする。

7 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が、同一の事由により、この法律の規定による障害年金又は遺族年金を受けることができるときは、その支給を受けることができる期間、船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金の支給を停止する。但し、遺族年金については、船員保険法の規定により支給を受ける遺族年金の額（同法第五十條ノ三の規定による加給金を含む。）が、この法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額（遺族が配偶者であつて、その者に船員保険法第五十條ノ三第一項の規定に該当する子がある場合においては、その子がこの法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額に相当する額を合算した額）をこえる部分については、この限りでない。

8 前項の規定により支給を停止され、又は停止されたことのある遺族年金につき、その支給を受ける者がその権利を失つた場合において、船員保険法の規定によつて遺族年金の支給を受けるべき者が他にないときは、左に掲げる障害年金及び遺族年金の額の合算額を、同法第五十條ノ六第四号に規定する「既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ト其ノ遺族カ其ノ者ノ死亡ニ関シ支給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算額」とみなして、同号の規定を適用する。

一 船員保険法の規定によつて支給を受けた障害年金
二 障害年金を受けた者の死亡に關して、船員保険法の規定によつて支給を受けた遺族年金
三 この法律の規定によつて支給を受けた障害年金
四 前項の規定によつて遺族年金の支給を停止された遺族及び船員保険法第五十條ノ三第一項の規定に該当する子が、障害年金の支給を受けた者の死亡に關して、この法律の規定によつて支給を受けた遺族年金

9 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第十二條第七号の次に次の一号を加える。
七の二 戦傷病者の保護更生に關する調査及び企画を行い、並びにこれを実施すること。
第十五條中「国立身体障害者更生指導所」を「国立身体障害者更生指導所」に改める。

第二十六條の次に次の一條を加える。
（国立保養所）
第二十六條の二 国立保養所は、重度の身体障害を有する旧軍人軍属等を收容し、医学的管理の下に、その保養を行わせる機関とする。

2 国立保養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定めように改正する。
第二條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に關する事務を行うこと
第五條第五号の次に次の二号を加える。
六 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に關する調査企画の事務（厚生省の本省の所掌に属するものを除く。）を行うこと
七 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第 号）に基く援護の実施に關する事務（厚生省の本省の所掌に属するものを除く。）を行うこと
第六條中第三号の次に次の一号を加える。
三の二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の実施に必要な旧軍人軍属の調査を行うこと
第二章中第七條の次に次の一條を加える。
（附屬機關）
第七條の二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところによ

り、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べさせるため、引揚援護庁の附屬機關として援護審査會を置く。
2 援護審査會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。
第十一條中「これに關連する事務」の下に、並びに旧海軍に關する第六條第三号の二の事務」を加える。
11 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十三條第三項」の下に「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第 号）第十九條第三項を、同條第三項中、前項の場合において」の下に「厚生大臣」を加える。
12 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第八條第四項中「老年者でないものをいう」の下に「但し、左に掲げる者が戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第 号）以下遺族等援護法という」第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、扶養親族の有無を問わないものとする。を加える。
第十五條の二第二項中「四千円」の下に「（当該不具者が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける者である場合には、六千円）を加える。
第十五條の三中「四千円」の下に

「（当該老年者が遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円）を加える。
第十五條の四中「四千円」の下に「（当該寡婦が遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円）を加える。
第十五條の五中「四千円」の下に「（当該勤勞學生が老年者又は寡婦でない場合において、遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者であるときは、六千円）を加える。
第三十八條第一項第一号から第四号まで及び第七号中「又は勤勞學生であるかどうか」を若しくは勤勞學生であるかどうか又は遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは勤勞學生である旨を申告された者であるかどうか」に改める。
第三十九條第一項中「その事實」の下に「自己が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者である場合又は同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤勞學生である場合にはその事實」を加える。
第四十條中「又は勤勞學生であるかどうか」を若しくは勤勞學生であるかどうか又は遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤勞學生である

七

る旨を申告された者であるかどうかに改める。

第六十二條第一項中「勤勞學生であるかどうかの別」を「勤勞學生であるかどうか及び遺族等援護法の規定により障害年金又は遺族年金を受ける者であるかどうかの別」に改める。

別表第二イ月額表中「から334円を超過した金額」を「から334円（この超過額を認められる場合は、遺族年金の支給に際しては、この超過額を超過する部分については、500円）を超過した金額」に改め、同表ハ月額表中「から75円を超過した金額」を「から75円（この超過額を認められる場合は、遺族年金の支給に際しては、この超過額を超過する部分については、117円）を超過した金額」に改め、同表ハ月額表中「から12円を超過した金額」を「から12円（この超過額を認められる場合は、遺族年金の支給に際しては、この超過額を超過する部分については、17円）を超過した金額」に改める。

別表第四中「4,000円を超過した金額」を「4,000円（この超過額を認められる場合は、遺族年金の支給に際しては、この超過額を超過する部分については、6,000円）を超過した金額」に改める。

○吉武國務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者遺族等援護法の提案理由について御説明申し上げます。

御承知のように、戦傷病者、戦没者

遺族等に対する国としての処遇は、雇用人たる軍属を除きまして、恩給法に基きその公務上の負傷または疾病に關し、増加恩給、傷病年金等が支給せられ、またその公務上の死亡に關し、扶助料等が支給せられていたものであります。しかるに、今次大戦の敗戦に伴ひまして、昭和二十年連合国軍最高司令官の指令たる「恩給並ニ扶助料ノ件」が発せられ、これに基きまして昭和二十一年ポツダム勅令第六十八号により、これらの恩給はその支給を停止され、わずかに戦傷病者等に對して、少額の増加恩給のみが残されてゐるにすぎないのであります。

さらに陸海軍部内の雇用人たる軍属の戦時災害による公務上の負傷または疾病につきましては、内地勤務の者に限り、それ／＼陸軍軍属戦災救恤規程、海軍共済組合令等によつて処遇せられ、現在におきましては、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により、これらの雇用人に對して年金を支給してゐるのであります。雇用人たる軍属のうち、戦地勤務の者につきましては、年金を支給すべく立案中に遂に終戦に至り、少額の一時金を支給いたしましたほか、今に至るまで何ら適切な処遇をいたしてゐないのであります。

これらの戦傷病者、戦没者遺族等は、過去における戦争において国に殉じた者でありまして、これらの者を国が手厚く処遇するのは、元來国としての当然の責務でございます。敗戦によるやむを得ざる事情に基き、国が当然になすべき責務を果し得なかつたの

は、まことに遺憾のきわみと申さなければなりません。しかしながらすでに平和條約は締結せられ、その効力發生の時期は、目睫の間に迫つて來たのであります。この講和獨立の機会に際し、これら戦傷病者、戦没者遺族等に對し、國家補償の觀念に立脚して、これらの者を援護することは、平和國家建設の途にあるわが國といたしまして、最も緊要事であることは言をまたないところであります。これがこの法律により戦傷病者戦没者遺族等の援護を行おうとする根本的趣旨であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に対象でありますが、この法律による援護を受ける対象は、大別して、二といたしました。第一は、昭和二十一年勅令第六十八号により、恩給権を停止または制限された旧軍人等及びその遺族であります。第二は、戦地勤務の有給の嘱託員、雇員、用入、工員または職員たる軍属及びその遺族であります。恩給権を制限または停止された旧軍人等及びその遺族については、いまさら説明を要しないところであります。また戦地勤務の雇用人及びその遺族につきましては、前に申し上げました内地勤務の雇用人たる軍属及びその遺族との間に存する処遇の不均衡を是正いたそうとするものであります。

第二に、援護の内容について申し上げます。まず戦傷病者等に對しては、最高六万六千円から二万四千円までの障害年金を支給し、さらに一定の病状の者に對しては、その職業能力を回復させ、その他その更生をはかるため、更生医療の給付を行い、また補裝

具を支給し、加えて重度の身体障害者については、国立保養所を設置してこれに收容する方途を講じ、その援護の万全を期せようとするものであります。また遺族に對しては、遺族年金及び遺族一時金を支給することにいたしました。すなわち不具廃疾の夫、十八才未満または不具廃疾の子、六十才以上または不具廃疾の父母、扶養する直系血族のない十八才未満または不具廃疾の孫、扶養する直系血族のない六十才以上または不具廃疾の祖父母の範圍の遺族に對し、配偶者につきましては、一人につき五千円の年金を支給し、その生活の援護の一助といたしてゐるのであります。また昭和十六年十二月八日以後、すなわち太平洋戦争開始以後戦没された者の遺族に對しては、遺族一時金として妻、不具廃疾の夫、十八才未満または不具廃疾の子、父母、扶養する直系血族のない十八才未満または不具廃疾の孫、祖父母の範圍及び順位により、遺族に對し、戦没者一人につき五万円の記名公債を交付することとしたのであります。

これら各措置の施行に要する経費は、全部國庫負担でありまして、障害年金の所要経費約十八億四、遺族年金の所要経費約百五十六億四、遺族一時金として交付される公債利子の所要経費約五十三億四、更生医療等に要する経費約七億四、その他事務費として約三億四、計約二百三十七億を計上いたしてゐる次第であります。

以上がこの法律案の概要であります。が、本法草案に定められてゐるもののほか、遺族の子弟の育英を充実し、

戦没者の靈を慰めるための合同慰靈式典に要する経費に對し補助し、身体障害者を一定の事業所に雇用させる等の措置をとることとしたし、これがため約二億円の予算を計上いたしてゐる次第であります。しかしながら戦傷病者戦没者遺族等に對する処遇につきましては、政府は今次の案をもつて十全のものと考えてゐるわけではございません。しかし現下のわが國の財政力のもとにおいては、やむを得ざるものと考へてゐる次第であります。なお政府は別途恩給法特例制度審議會を設置し、旧軍人等またはその遺族に對する恩給につき調査審議を行う所存であり、これがため所要の法的措置として恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案を今国会に提出したいと考えてゐます。これら諸般の事情を了とせられ、慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望する次第でございます。

○大石委員長 次に、本法案の審査の方法について、御了解をいたさうと存じます。本法案は、遺族援護問題として、長く當委員会において調査して参りましたものと、きわめて關係の深いものであります。去る八日並びに十二日の理事会において、主として、本案の取扱いについて協議いたしましたのでございまして、今日の午前中は大臣から趣旨の説明を聴取し、午後には本案の細部にわたる説明並びに打合せをなし、来る十八日から総合的な質疑に入る予定でございますから、以上御了承願ひます。

○大石委員長 次に、本法案の審査のための公聴會開催要求の件についてお

語りいたします。本法案は、昨日本院に提出せられ、当委員会に付託されたのでありまして、一般的関心及び目的を有するきわめて重要な法案と考えられ、理事の諸君並びに委員各位から、本法案の審査のために公聴会を開かれたいとの御要望が強いのであります。公聴会を開きますためには、衆議院規則第七十七條によりまして、あらかじめ議長承認を得なければならぬことになっておりますので、その後諸般の手続をとるといふ順序になるわけであります。つきましては、戦傷病者戦没者遺族等援護法案につきまして公聴会を開くため、議長にその承認要求書を提出いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

次に議長の承認を得ましたならば、意見を聞くこととする問題について、案件、日時その他の手続をきめねばなりません。日時その他につきましては、理事の方々と十分御協議してとりきめたいと存じますから、そのように御了承願います。

○大石委員長 次に、現在行政機構改革という問題について、大分うわさが流布されておまして、いろいろな疑惑を生じておられますので、ただいまより行政管理局長官である木村篤太郎氏と厚生大臣吉武忠市氏の出席を仰いで、これについて委員各位よりの質疑に入りたいと存じます。通告願によりまして金子重雄郎君。

○金子委員 行政管理局長官がまだ出席がありませんので、吉武厚生大臣が

らお伺いしたのであります。大臣が就任されました本委員会に初めて御出席になりましたときも、私はこの問題につきまして少し触れたのであります。ところが、最近新聞紙上等をもつて知るところによりまして、一府十省にするとか、あるいは十一省にするとかいふようなことがあがられ、また厚生省と労働省を一つにするといふようなことも、とき／＼聞くのであります。それに加えて、これは偶然かもしれませんが、吉武労働大臣が厚生大臣を兼務されたといふようなことが、その意味ではないだろうと思ひます。従つて、この問題を、私も単に一つの厚生行政というセクションからものを申すのではなく、現段階の日本の厚生行政というには、これを社会省とか、そういうふうな名前には別といたしまして、今までの／＼労働問題あるいはその他の各国民層ごとの別々の立場における時代の流れにおいて、あるものは不況な立場に置かれ、あるものは救済しなければならぬといふ時代のかかり目によつて、いろいろな社会立法が出ておるのであります。従つてその社会立法たるや、全国民の社会保障という立場から行くならば、非常にちがひがちなものになつておられます。それらのものを、ほんとうに国民全体の社会保障的な考えから、厚生行政を大きく打出さなければならぬといふ段階におきまして、その目的と今日の実情を比べますならば、まったく終戦後手始めをしたという程度に現実とはなつておると思ふのであります。従つて、これを労働行政といふものと一緒にしますと、労働行政の方

は、国民の労働問題とはいふけれども、一部の労働問題を上げるといふうな形になり、同時に、労働問題といふもの、この全体といふものと、国民の国会あるいは政治に対する働きかけのあり方が、非常に違ひますので、りくつは別といたしまして、現実これを一緒にいたしましたときに、非常にいろいろ問題が出て来る、こゝろにふりかへておられますので、この際厚生大臣はこの労働省と厚生省を一体にして社会省にするとかいふ意見、これを一つの行政省として取扱うことに對するあなたの御意見をこの際伺つておきたいと思ふのであります。

○吉武國務大臣 行政機構の問題は、実はこの前にも一度申し上げたかと思ひますが、政府といたしましては、とにかく終戦後いろいろな機構が拡充をいたしました、敗戦の結果、日本の財政は非常にきつたつたになつたにもかかわらず、行政機構だけが膨脹しておる。従つて、これを何とか簡素なものにして出直したいといふことで、目下検討を加えておるやうなわけでございす。いろいろ案は考案中でございす。まだ決定の最後案はできていない、検討中なのでございす。今までのところでは、いろいろな行政機構を簡素化するのには、やはり中央からまずそのつもりで出さなければならぬ。じやないか、末端だけの機構を簡素にするといふことではならぬといふところから、省につきましても、若干の縮小をしただけかといふ点で進んでおるわけでありす。新聞等でも御承知のやうに、その一つの案として、厚生省と労働省を一つにしたらどうかと

いう案があるわけでございまして、これにつきましても、まだ私は慎重に実を考慮をしつゝあるときでございまして、まだ反対とも申しておりません。賛成とも実は申していません。今日来ておるわけでございす。先ほどお話がありましたやうに、橋本君がやめまして、私がたゞ／＼兼務をいたしました。兼務をしたときの事情は、決して一緒にするといふ話ではございせん。その点は總理からも特に話があつたわけでございまして、皆さんにも一度話したわけでありますが、たゞ／＼その後いろいろ意見が出まして、一緒にするといふ案が出ておるやうなわけでありす。私の氣持といたしましては、今お話がありましたやうに、今後の社会保障の仕事には、だんだん重点を置いて行かなければならぬと私も考えております。それから労働問題にいたしまして、今後の日本の経済の自立の上におきましては、やはり私、重要な問題だと思つております。ですから、許せば、それ／＼独立でもつて専任の大臣が御担当になつて行かれる方が望ましいと思ひますが、さて今の中央の機構を何とかして簡素化するといふことになりまして、皆さんも、ごらんのように、どの省をおとらえになりましたか、なか／＼はかの省をそう簡単になくすといふわけにも行かないんじやないか。そういうふうになりまして、勢いどうして簡素をしなければならぬといふことになりまして、もと／＼厚生行政と労働行政といふものは、発達の歴史からいふならば、同じ考え、同じ努力から発展して来たものでありますから、よく私は言うことですが、水と油とはなか／＼

一緒にならないけれども、油同士ならば、まあ一緒にしてもやれぬことはないんじやないだろうかといふ氣持もあるわけでありす。要は今後政府が行政府簡素化をどの程度やつて行くかといふことによつて、実はきまつて行くんじやないか、かように存じておるわけであります。これは私の率直な氣持でございす。

○金子委員 ただいま大臣の御意見を伺いますと、結局行政簡素化といふことは必要だ。この点、私も簡素にする、また能率化することは、当然のことだと思ひます。けれども、そのお言葉の中でも一つお伺いしたいのは、さて簡素化するといふことになると、水と油のやうなものを一緒にするわけには行かぬ。そこで労働行政と社会行政は、もと／＼一つのものであるからして、まあ違ひは違ひだけれども、同じたぐいのものだ。従つて、今後政府の意向のあり方によつては、それも一つの考え方として、ある程度まであなたのお心構えとしては、妥協し得るやうに受取れるのであります。そこで私政治を幾つかの部門に分けたときに、あるいは大臣のやうなお考え方も考えられると思ふのであります。が、しかしながら今後の各界の国民層からの政治に対する大きな働きかけといふ点から見ると、労働行政といふものは、日本の国民のある労働階級の問題であり、しかもこれらのものは、完全に組織化され、今後その政治力、相当やま／＼問題になると思ふのであります。従つて、その労働問題に對しては、一つの手腕を持つ大臣を置く必要があると思ふ。厚生省がやつております全般の社会行政といふ

ものは、むしろ言うべくして言うことを得ないような国民層の問題をたぐさるん取上げなければならぬのであります。要するに、社会行政の上にしわ寄せされておる階級を含めて、どうするかということが、現段階における厚生行政の一番大きな問題だと思ひます。そうしますと、政治に対して国民が働きかける今後のいろいろな問題を取上げてみても、これはまったく立場が違ふというふうなことも、私は考えられるのであります。その点に対して、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○吉武国務大臣 今の御発言の点につきましては、私も実はさう存じております。ずつと以前は、労働問題と社会事業の問題とは、一緒に発達して一緒にやつておつたのでありますが、だん／＼進化するに伴ひまして、労働行政も昔のようではございませぬし、非常に発達して参りました。社会保障の制度にいたしましても、広きいろいろな方面にまでわたつておりますから、だん／＼と進化して来ておるといふ点は、私も十分存じておりますが、さて先ほど申しましたように、国の政策として思ひ切つて簡素化をして出直して行く、こういうことになりますると、その考え方になります。まあ行政機構もある程度にして、末端の点をできるだけ整理する程度にしようかということになれば、もちろん今のお話のごとく、労働行政と社会行政とは、今日まで発達して来たことですから、これは別々にできるならやつて行きたいと思つておるのです。しかし、その行政簡素化の方法が、ただ末端というだけでなくて、中央からとにかく

相当思ひ切つてやるぞということになります。これは先ほど申しましたように、水と油とということよりは、油も言にくい状態である、こういう点で御了承願ひたいと思ひます。

○金子委員 なお、簡素化という言葉であります。この簡素化という言葉が、どれだけ能率的なものであるか。いわゆる経費に対する支出の分量からいつて、どれだけの結果が出るか、というふうな数字や考え方に對しては、行政の方からお伺ひしたいと思ひます。

本日は、大臣の御意見を聞くことにとめておきたいと思ひますので、これ以上私は申し上げませんが、最後に一つ申し上げておきたいことは、行政をビジネスというものでだけ見るならば、一緒にしてもさしつかえないということになりますけれども、省というものは、そこに大臣の政治的な一つの手腕が大きく働かなければならない、それが政治であります。それを單にビジネス的に、同じ部類だからという考へ方は絶対に違ふ。たとえば、あなたは労働立法その他において、非常に体面を持たれておるから、労働委員会の人たちに聞くと、今度の大臣は非常に物事に明るくてたよりになる、こういう評を野党でもしております。ところが、最近私があなたに社会立法その他に對してその一端をお伺ひいたしました。はなはだ失礼なことではありますけれども、まだ／＼勉強していただかなければならぬと思ふ。そのようにして、政治の面になりますと、非常に性格がかわつて来るのではないか。現段階のビジネスの關係だけで、省の廳

合をしていただいては困る。そこで、この問題につきましては、私も厚生委員会といたしましては、與野党という問題でなしに、国家の將來のために、十分相談をいたしまして、今後あなたにお願いする機会もあると存じますので、この際最後に申し上げておきます。

○大石委員長 ただいま山口行政管理局政務次官が見えられました。

○岡(重)委員 ただいまの吉武厚生大臣の金子委員に対する御答弁について、少し私としてはふに落ちない点があります。われ／＼も現在の日本の行政機構を見ますときに、そのきわめて繁文縟礼的な、またきわめて複雑多岐な姿をなすべくこれを能率化し、簡素化するといふ点については、原則的に反對をするものではありませんが、いつて、それでは日本の現在の政治を執行する上において、いかなる形においてこれを能率化し、簡素化するかと、この観点から、ただいまの大臣のお答を拜聴しておりますと、非常に納得が行かない。たとえば、今大臣のおつしやつたところでは、水と油では一緒にしやらない、しかし、もと／＼水の出で、あるいは油の出であるかしらないが、一応中間のさや寄せで、何か一緒にになり得るものがあれば、してもいいというふうな、きわめて安易な考へ方で行政機構の簡素化を取扱おうという考へが、ちら／＼と見えるのである。この点は、金子委員も御指摘になつた通りであります。大臣が日本の今日までの行政機構の變化の過程、あるいは發展の経過において、厚生行政と労働行政とは、何か一つの屋根から

生れ出た二人の子供である、もと／＼屋根が一つであるから、一本化してもいいのではないかと、いふような安易な考へであるとするならば、われ／＼としては、問題の本質に對する認識において、非常に納得が行かぬものであります。その点、先ほど水と油とは一緒にならないが、労働行政と厚生行政とは、何かそこに非常に親近感があるといふのは、どういふ点において親近感があるのか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○吉武国務大臣 これは先ほど金子さんにも申し上げましたように、發展をいたしました今日の段階におきましては、社会行政と労働行政とは、それぞれの分野に進んで来ておりますことは、先ほど申し通りであります。ただ、發達の経路から申しまして、一つの社会問題としてこれが取上げられ、労働問題は、昔社会局の中で労働部としてやり、社会事業方面は社会局としてやり、さうして両方の保險に關する問題は、保險部として長年の間やつて来たわけでありませぬ。従ひまして、全然縁もゆかりもないところから出て来たものでないだけに、まあ親類といひますか、兄弟といひますか、その点の近寄りはあると思ふのです。しかし、それが一本で同じ性質のものだとは、私も全然考へておりません。率直に申しまして、社会事業の面と労働行政の面とは、非常に性質が違つて発達して来ております。その点、私も認めるのであります。先ほど申しましたように、行政といふものは、一つ一つとつてみれば、似たやうであつて、しかも本質的に違つておる問題が、実はたくさんございませぬ。同じ厚生行政

の中でも、御承知のように医療に關する問題と医療以外の問題とは、医療はもと／＼内務省の衛生局であり、社会事業方面は社会局でやつておつたわけでありませぬ。それを厚生省をつくるときに一本にいたしました。そのときにも、ずいぶん議論になつたのであります。医療行政と社会行政とは違ふじやないか、それを一本にするのはどういふわけだといつて、あの當時ずいぶんもめて、私も一事務官でございましてあれども、間に立ちましていろいろ議論したこともあるわけでありませぬ。しかし、それもやつてみて、今日になつてみれば、まあ違ふといへば違ふ点もありませんけれども、似た点も多分にあつて、今日厚生行政として、社会事業の面において、医療の面において、相ともに發達して来ている。こういうわけでもございまして、できれば労働行政と厚生行政とが、それ／＼別の分野において行くことは、私先ほど言つたように、望ましいことだ。しかし、行政といふものは、何らかの形において限られた省においてこれを担当して行くといふことになりませぬ。似た性質のもの、一つとところにまとめて行くといふことが、常識ではなからうかと思ひます。従つて、今回の行政簡素化の考へ方が、末端その他の機構を簡素化する程度にとめて行くといふことならば、もちろんそれ／＼残して行きたい。それが中央から相当大幅に簡素にして行くといふことならば、水と油と一緒にされるのは困るけれども、油同士ならばやむを得ない、かように考へておるわけでありませぬ。

○岡(重)委員 厚生大臣は、長らく政府の部内におられた關係上、厚生省が

独立をするという過程等についても熟知しておられることは、私どもも承知しておりますので、それだけに、私が質問を申し上げておるわけでありませう。問題は、日本の行政が特に厚生省を必要とした、あるいは厚生行政というものを一省を設けて、大きなウエイトをそこに求めて行つたということそのこと自体が、やはり日本の政治の民主主義の大きな発展のルールに、おそまきながら行つたものである。あるいは、日本が近代国家としての性格を、そういう姿においてより多く近代国家化されて来たというのが、厚生行政というものに大きなウエイトを加えて来た要諦じやないかと思ひます。であるから、もと／＼の点が油同土であつたという考え方は、実はこの際おやめになつていただきたいので、むしろ日本が民主主義のルールに立つ近代国家としての大きな性格を、より強く出すという観点から、この厚生省と、労働省というものは絶対に分離をして、そうして両省それぞれの特徴を生かしてあげたい、こういうことを実は申し上げたかつた。特にこれは憲法にもはつきり書いてあるようにです。憲法というものは、これは一般的に政府なり国民なりの政治的な規範でしょう。しかし行政内容というものは、あるいは政府の執行の内容に対する構想においては、憲法第二十五條、あるいは第二十七條、第二十八條は、日本の今後の行政あるいは政府の執行のあり方、非常に大きな内容を規範するものだと思ひます。だから第二十五條にちやんと書いてあるように——こういうことは釈迦に説法ですが——すべて国民は、健康で文化的な最低限度

の生活を営む権利を有する」とあるかと思へば、第二十七條には「すべて国民は勤労の権利を有し」云々、あるいは第二十八條には「勤労者の団結する権利」云々、こういう憲法の條章があつて、特に憲法の中でも、政府が執行すべき行政の重要な内容を規範するものが、この第二十五條であり、第二十七條であり、第二十八條が非常に大きなものでないかと私も考えるわけですが、そういう観点から見て、やはり憲法が国民であるいは日本の政治の規範である以上、この憲法の精神を恪守するという意味においても、厚生省なり労働省のあり方というものは、この憲法の條章に導かれたあり方として、行政機構としても独立の形態を持つて、それ／＼の道を歩みつきり、憲法にうたわれた線を恪守して行くという形において行かれるのが、ほんとうじやないかと思ひます。特に、これは希望になります。たとえば福祉行政というふうなものは、これはもう世界的な傾向として、近代国家が非常に力を入れておることは、大臣も御承知の通りだと思ひます。現にスイスは、社会保障行政費に一昨年度において総予算の四〇％をさいておる、あるいはデンマークは六〇％をさいておる、スウェーデンは三〇％をさいておる。あるいはイギリスのようには社会保障制度が発達しておる国では、総予算の四〇％をさいておる。国防費の予算に對して、本年度の予算でも十三億七千万ポンドに對して、十二億八千万ポンドを、やはり社会保障費にさいておる。こういうふうな、近代国家がいかに社会行政というものを力を入れておるかというのを考えますと、厚生行政というものは、われ／＼

に言わせれば、厚生というふうな消極的な名前ではなくて、もつと積極的な社会保障省くらいにひとつかえていただいで、そうしてどんな内閣が政権をとろうとも、これはうんと力こぶを入れるべきもので、これが日本の民主主義の線に沿つた国家発展の姿ではないかと考えておりますので、この際水と油というふうな簡単なところで、便宜的なおとりはからいたさないように、ぜひとも今後やつていただきたいというこゝとを、強くお願いを申し上げておきたいと思ひます。

○大石委員長 青柳一郎君。
○青柳委員 行政機構改革の所管をしておられます行政管理局山口政務次官がお見えでございますので、同次官に御質問をいたしたいと思ひます。ただいまもお聞きになつておられますように、厚生行政を中心としての行政機構の問題が、論議せられておりますが、この際第一に、行政機構改革につきましても、現在までどういう経過であり、現状はどうなつておるかという点につきましても、全般的なお話を伺いたい。さらに、ことに厚生行政を中心としての経緯を伺いたいと思ひます。

○山口（主）政府委員 青柳委員の御質問にお答えいたします。行政機構改革につきましては、いまさら申し上げるまでもないと思ひますが、今回の行政改革を意図したゆゑんのものは、戦争中における統制経済によりまする行政機関が、きわめて膨大化してある現状にあるのであります。また一方におきましては、占領政策によりまして、その方針に基いた總司令部の命令または指示によりまする行政機構が、これまでたゞわめて膨大複雑な様相を来

しておると思ひます。従ひまして、今日新しく日本再建の再出発にあたりまして、この機会にこうした従来の複雑かつ膨大な行政機構を整理統合したいというのが、第一の眼目であるのであります。

さらに行政機構の改革に關しましては、行政そのものは、もちろん御承知のごとく、一定の各省における設置法ないし組織法、またそれより大きな角度からいいますれば、憲法、行政法、内閣法、これらの法律に基いた行政措置が講ぜられるのでありますけれども、しかし、行政それ自体におきましては、きわめて動的なものであらうと思ひます。日進月歩の間に、国民思想の動向において、それらに即応いたしました行政が運営されて、初めて国民の要請にこたへ得るゆゑんであらうと思ひます。従ひまして、こうした観点に立ちまして、常に行政あるいは行政機構の内容に對しまして、鋭く検討いたしました対処すること、政府の務めであらうと思ひます。すなわち時代に即応いたした行政機構を考え、しかも従来の各省設置法ないし組織法、それらがはたして妥當、適正であるやいなやということも、同時に考えらるべき問題であらうと思ひます。かような観点に立ちまして、常にこれがはたして適正なものであるか、今の時代に適正であるかというやうな角度に立ちまして、すなわち行政体系の再検討をしなければならぬ。あるいははたして合理的な運営と体制を持つておるかというやうなことも、考えなければならぬと思ひます。従ひま

す。ことに新しい民主憲法に基きますこの民主国家のあり方としての行政体系に、はたして移行されておるやいなや。こうした問題も、この新しい自立態勢の国家におきまして、深く鋭く考へて行くべき問題ではないか、かやうに考へておるわけでありませう。さらに、従来の行政それ自体にいたしまして、行政目的をさらに検討してみれば、必要はないかどうか。さらにまた、今日の段階におきまして、戦後の日本が四つの島に限定され、しかも数百年にわたりますお互いの祖先の多くの蓄積が失われたこの国家の現状におきまして、はたして現在の行政機構ないし行政そのものが適正であるやいなや、かやうに考へますれば、この機会に行政機構の再検討をする、かやうな観点に立ちまして、すなわち吉田内閣といひましては、この問題を強く高く取上げまして、国民の要請に答へたい、かやうに考へて、目下それ／＼研究準備を進めておるわけでありませう。

○青柳委員 ただいま次官が言われました膨大な行政機構を整理統合するということの必要も、われ／＼大いに痛感いたしております。さらには、時代に即応してこれを適正にするということにつきましても、全然同感であるのであります。ただ私どもは、本日こゝで初めて行政機構の問題を承つたのであります。しかるに、新聞紙上などにおきまして承知いたしますところによりまして、中央の行政機構につきまして現在論議されておる点は、電通省と郵政省の統合、並びに厚生省と労働省の統合のみということをお聞かしておるのでございます。電通省、郵政省の統合につき

ましては、これを具体的に考えます場合に、後者に移譲する面もあろうし、相当肯定できる点もあるものでございす。ただそうなりますと、残る厚生、労働両省の統合という事に相なりますと、先ほど来大臣からもお話がございまして、これら行政は、昔は同じ屋根の下にあつたものだから、統合しやすいという考え方も起つておるようでございするが、そのおの／＼は、その後におきましておの／＼自身発達発展をいたしまして、また時代に即応した充実強化を来しておるのでございす。前の一つの屋根の中におつた場合とは、大いに異なるのでございす。この点につきましては、同僚の他の諸君からも、ただいまお話がありまして、次官もお聞き及びになつたと思つてございしますが、ただひとり厚生、労働両省のみがここに一つになるという事に相なりする際には、政府の考へておられる厚生、労働行政について、非常に重要視しておるという点が、またそこに損ぜられて行きはせぬかということ、われ／＼としては非常におそれるのでございす。従いまして、これらの点につきまして、現在どの程度に取運んでおられるか、現在行政管理局としてどう考へておられますか、その点承りたいと思ひます。

○山口(六)政府委員 行政機構の改廃につきましましては、御案内の通り、政府におきましても行政制度審議会ないし政令諮問委員会それ／＼の機関を通しまして、研究答申を求めておりますことは御承知の通りであります。なおかつ各方面、民間ないし政党の間におきましてこの問題を強く取上げられま

して、そうしてもろ／＼の行政改革に關します意見も大分出ておるようであります。これらの答申に基き、またこゝうした諸情勢に考えをいたしまして、目下その成案調整に努力しておるわけであります。しかしながら、先ほど申し上げました各省の設置法ないし組織法は、はたしてそのまゝの姿に置いてよいであらうかどうかという点につきまして、検討を続けておるわけであります。従いまして、新聞ないし巷間伝えられておるような形において、必ずしもお説のような意味において研究の調査成案の段階に行つておるといふわけでもないものであります。

○青柳委員 重ねて申し上げますが、電通、郵政両省の統合につきましては、われ／＼も相当肯定できるものであります。ただし、ほかに中央官庁の統合なくして、ひとり厚生、労働両省のみ一つになるという事は、われわれといたしまして、政府御当局におきましても相当考へていただかなければ相ならぬことだと思ひます。これは私の意見にわたりますが、そういう意見を上げまして、ただいま思ひ出したのでございしますが、これは実は大きい問題であるのでございしますが、小さい問題のようにもとらわれがちであります。従前、厚生行政におきまして、住宅の問題は、全面的に厚生省が持つておつたのでございす。住宅の問題は、生活に直接の關係を持つもの

でございす。行政機構改革の際には、住宅の問題はぜひ厚生行政の一環として、はつきりとした所管を明らかにしていただきたい、こう存じておるのでございしますが、次官はいかにお考えになりますか。

○山口(六)政府委員 ただいまお答えいたしましたごとく、機構全体にわたつて目下調整研究中であります。従いまして、御所見に對しましては十分傾聴いたしまして、対処いたしたいと思ひます。

○大石委員長 寺島隆太郎君。

○寺島委員 ただいま提案せられました戦傷病者遺族等援護法案についての審議は、あけて十八日以降に慎重審議せられるという委員長のお言葉に對しまして、私もはたたいま引揚援護庁から参考資料として提出せられました龐大なものをよく熟讀いたしました。検討したいと思つたのであります。が、このほかに四つの資料を十八日までに提出願ひたいと思つたのであります。結局のところは、第一点といたしまして日本の国家財政の現状から見て、二百三十七億圓という大わくの中で、結局この両法案を動かさなければならぬ。言いかえしますならば、二百三十七億圓という財政が、もろ／＼の庶民、遺家族援護者の希望を、こつちに持つて行つたり、あつちを持つて行つたりする改正でしかないという事で、私たち

は極論できるものであります。橋本前大臣が、橋本案なるものをひつさげまして、三百五十億の厚生省案なるものを政府に提出いたし、閣議において敗れたつたという明白たる事実があるものであります。これまた先般の厚生委員会において、松野政務次官は、該案はすなわち橋本個人の案であり、厚生省の關係し、タッチせられざる案であるかという委員会の同僚の御質疑に對して、さうお答えあつたのであります。来る十八日以降これを検討するに際しまして、該橋本前厚生大

臣の持つておつたものは、ほんとうのプライベートな橋本個人の案であつたものなりや、あるいはまた引揚援護庁の官僚諸君と談じてできたものであるか、あるいは厚生事務次官等省議を開いてできたものであるかという關係を明らかにした上における天下周知の事実である橋本案なるものの骨格、系統を――明細には申しませんが、大体三百五十億から、片や二百三十七億に圧縮されましたこの事態を明らかにせられますところの経緯を、文書によつて参考資料の中にお示しを願ひたい。これをお願いいたす第一点。これなくしては、のれんに腕押しになつてしまつて、結局財政の圧迫が、政策というものを浸透させることができない、すなわち政策のマンネリズムに陥るといふことが事実になつて受取られますゆえをもつて、私もはせつかく御苦心になる本法律案を積極的に支持いたすのゆえをもつ立場からも、この参考資料は、はなはだデリケートな点もございまして、ぜひひいたしたい。

第二点、さらに本案は、昨年大体こゝういう形によつて引揚者並びに遺家族に對して援護をしてよろしいという關係方面からのオーケーが出ました際に、恩給局と厚生省の両者が、それぞれ別個の案を閣議に持ち込んで、今日は厚生省案なるものによつて、この恩給に溶せられることになつたのであります。が、それまでの間にマイヤース勸告団が日本に参りまして、マイヤース勸告等をして、別途恩給法につきましては相當なる改廃が行われるものであり、純粹なる恩給理論から申しますならば、これまたただいまの大臣の説

の言葉から、すなわちかかるものが抽出されたものであらうと思ひますが、すなわち恩給局案をしりぞけて厚生省案に行かれたのは、それ／＼の資料と、それ／＼の立場をもつて行かれたのでありましようから、これに對する資料を、十八日までぜひお出しいただきたい。

第三点、この法案によりますと、本日は大臣限りの御説明でございするが、身体障害者その他に對しては、身体障害者等を一定の事務所に雇用させる等の措置をとる云々のこともございしました。そのこともより必要でございしますが、それに関して、どうしてもしよう科学的社會主義としての政策を実現するのではなくて、社會政策主義の幅においてこれをするという以上においては、結局優先購買といううなことをある程度考へて行かなければならない。現在の吉武大臣が、本委員会において御所論を御説明になりましたあかつきにおいては、全面的に優先購買の件は賛成である、さりながら民業を現実に圧迫するというようなものであつては困るという明快なる、また私どもをしてすこぶる心強からしむる御答弁をいただいておつたのであります。大臣の答弁の後、すでに一箇月有余を経たる今日において、厚生事務當局においては、現実に、その物の購入等に對して、優先購買をどのくらいにいたしておるかという現実の数字をお示し願ひたい。現実の数字がなくば、すなわちこれは結局抽象論に墮するのゆえをもつて、ぜひこれは現実の数字をお出し願ひたい。次は第四点になるのであります。が、農地調整法及び自作農創設特別措置法

の両法におきましては、未復員者のために別途の措置を講じておるのであります。言いかえれば、未復員の明確なる場合においては、国家が農地を買い上げる等の措置を一時停止しておりますが、今や日本の農業政策も、土地の生産性向上の方向に向けて展開せられなければならない現状におきましては、今日まで行われた全体農地改革のもとにおける、別途に措置せられておる未復員者のために残されておるものはどのくらいのものであるか、それは全体の場においてどのくらいのエートに占めるものであるかという点についての資料を、これは農林省の平川農地局長のものでありますが、ごめんどうでも御提出願いたい。

それから私どもの先輩、この厚生委員会におきましては、同僚であります岡君等から、しばしば啓蒙的な御議論を私たちに拝聴いたしたのであります。が、どうもわれわれにとりましては、資料収集等の困難もございますので、われわれのような者でもわかりやすいような、西独におきましてのいわゆる戦没者の遺家族等の援護が、わが国に比して著しく厚いということを言われておりますが、一、二の答弁を聞いてみますと、そうでもないような意味の答弁のもとに、これまたあいまい模様のうちに看過せられておる現状に、かんがみまして、西独における国家財政の中に占めるところの、戦没者の遺族援護の財政的措置のバランス、個人の全体収入に対する援護費、援護者のバランス、この両案を対照的に見るようにして、十八日までには五日間も日がございまして、御提出願いたい。そういう

うふうに委員長を通じてお願いいたします。

○大石委員長 委員長において善処いたします。最後に刈田君。

○刈田委員 行政管理局次官に御質問したいのですが、先般の行政改革の目的につきましては、戦後の行政機構が歴大化しておる点と、時代に即応する点とを特に御主張になったのですが、それではただいま一番問題にされておりますところの厚生省と労働省との統合に關しまして、ただいま大官が説明なさいましたような状況が見られるかどうか。厚生行政、労働行政とも、日本では最も遅れて着手されたもので、おの／＼特徴を持つて、そのために戦後、わけられて発展しておるものであります。しかも、時代の要求は、この厚生行政については、もと／＼多大なものがあるものであります。これは私が今詳しく御説明申し上げなくとも、従来からの同僚議員のお話の通りなのであります。労働行政につきましては、戦後一時労働者の諸権利につきましても、大幅に拡張されたのであります。けれども、近時これがかえつて逆行するような傾向がありまして、これにつきまして、社会から非常に批判も向けられておりますし、特に今後行政協定下の労働問題というものは、もつと複雑な形を帯びて来るものが多いと、第二の、時代に逆行するといふような点から考えましても、第一の歴大という点から考えましても、私は他省に率先して特別にこの両省が統合されるという理由を見出せないのではありません。ただ私は、これはもと／＼一緒だったものだから、また一緒にするの

が一番簡単だ、そういうような点から今度の両者の合併が容易に考えられていきなり非常に悪いと思つて、これは、かえつて大官が主張なさいました目的に沿つていないのではないかと、疑問を持ちますので、この点につきまして、御意見を伺いたいと思つておられます。

○山口(六)政府委員 お答えいたします。先ほど今度の行政改革に關する目標の二、三を申し上げたわけでありまして、御所見に關しましては、まづたく私も同意見であります。私も、私どもが考えますのに、行政はすべて国民の奉仕の機関であることは申し上げるまでもないと思つておられます。従いまして、その行政を、はたして国民が必要とするやいなや、そういう前提に立ちまして、行政のあり方が考えられるわけでありまして、従いまして、たとえば産業に關する一つの行政があると仮定いたします。その産業がすでに発展成熟し、国民に普及し、従つてそれに関する行政が必要のないような場合におきましては、その行政はこれを廃止いたしました。そして、その国民の負担の軽減もはかり、また国民への利便もはかる、かような考え方が成り立つておると思つておられます。かような観点に立ちまして、すなわち厚生行政、あるいは労働行政がわが国の現在の情勢に、かんがみまして、きわめて重量を置くべき行政であることは申し上げるまでもないと思つておられます。従いまして、今後ますますこの国の諸情勢を勘案いたしまして、厚生行政は今後伸張いたすべきものであることも考えられるわけでありまして、また労働行政に關しまして、同じ

ようなことが言ひ得ると思つておられます。ただ、現在あります行政の体系が、はたしてすつきりした国民の納得し得る体系であるやいなや、論理的にこれを考へて、はたして適正なる行政態勢であるかといふやうな点に思いをいたしまして、もしも同一系統、同一組織体制においてその行政をつかさどりまことが能率的であり、効果的であり、国民の福祉の増進であり、しかも経費の軽減であるといふことを考へるならば、その方向への努力が考えられるわけでありまして、厚生省と労働省を一緒にするといふ前提としての御意見であつたやうであります。が、政府といたしましては、厚生行政を輕んじ、あるいは労働行政を輕んじるといふ意味は毛頭ないのであります。目下厚生、労働關係に關しましては、行政機構に關しましては、いかなる方向にこの体系を置くべきか、あるいは今後の行政をつかさどるべきか、そうした観点に立ちまして、機構に關しては、目下慎重に調査研究に努めておる段階にあるわけでございます。

○刈田委員 労働行政、厚生行政の双方とも、今後ますます重要視し、発展させなければならぬものだといふ大官の御見解に對しましては、私は、ぜひその点を強く堅持していただきたいといふことをお願いするのであります。が、ただ、もう一つ大官のお言葉の中に、心配になりますことは、相似たやうな問題、たとえば福祉といふ点一つとつてみましても、やはり労働行政の側から考へますと、厚生行政の側から考へますと、おの／＼からこの点に主張の差があり、処置の差がなければならぬと思つておられます。そういう点

が労働、厚生両行政を一緒にいたしますと、ともすれば片寄る氣味があり、あるいは抜けてしまつていふやうな氣味があるのではありません。これはたとえは同様な国民の福祉といふ点から考へましても、そういう二方面からの、おのおの適正な立場からの主張によつて、ほんとうの適正なる処置が講ぜられるといふ場合が非常に多いわけなんです。このためにこの両省がおの／＼特色を發揮してやつて行つて、辛うじて日本の遅れておるやうな方面の仕事ができておるのでありますから、これを一本にしてしまふことによりまして、結局は両方とも行き方を定める結果になつて、そして一本にすることによつて、両行政が發展するということよりも、両方からためられるということの方が、ごく常識的に考へましても非常に多いわけなんです。こういう点につきまして、私は大官が再考していただきたいといふことをお願いするわけでありまして、同じやうな問題で、具体的に御尋ねしたいのでありますが、今問題になつております労働者の婦人少年局と厚生省の児童局の問題です。こういう問題に對しましては、私は、大官がおつしやつたやうな点が非常に多いのではないかと、私は、具体的にこの問題につきまして、大官がどういふふうにお考へになつておるかといふことを、もう一度御説明願いたい。

○山口(六)政府委員 御所見に對しましては、十分傾聴いたしまして、今後対処して参りたいと思つております。行政の分限ないし体系に基きます機構に關しましては、まだ／＼政府といたしまして研究調査が不十分であらうと思つて

のであります。従いまして、目下その点に關しましては、それ／＼の機構を通じて、最善の研究を遂げておるわけでありまして、従いまして、今回の行政機構の改革にあたりまして、必ずしも完璧、理想の行政改革が提案し得るとは考えておらぬのであります。従つて政府といたしましては、この機会に今後引続き行政改革を行うにあたりまして、国民の意向を十分尊重し、従つて国会等の参加も得まして、今後の行政改革の完璧を期します臨時の機關等も考へまして、そうして御所見等に対しまして最善の努力をして行きたい、かように考えております。

○和田委員 ただいまの御答弁で、少し聞き漏らしたのじやないかと思ふのですが、私が具体的にお考えを願ひたいと申しました労働省の婦人少年局と厚生省の児童局の問題は、すでに外部では相当やかましく言つておるのでありますけれども、實際は行政管理局におきましては、そういう具体的なことはお考へになつておらない、こういう段階ですか。それとも、それはすでに一緒にしてもいいじやないかというような点まで進んでおるのですか。これをひとつ明白に御答弁願ひたいと思ふのです。

○山口(六)政府委員 この問題は御指摘の通りきつめて大切な問題であると考えております。従いまして、従来の調査研究いたしました経過におきましては、これを總理府の外局といたしまして、そうして一貫した行政機構を立ててこれを行政すべきかといつたような経過もあるものであります。一方におきましては、従来のような労働省は労働省、あるいは厚生省所管のところに

おいてはその姿において行政すべきか、それ／＼の案が対象となりまして、目下研究を遂げておる段階にあるわけでありまして。

○松谷委員 ちよつと関連して次官にお尋ねし、なお希望を申し上げておきたいのですが、ただいまの次官の御説明の中で、私一番始終氣になる点は、他の委員から御質問ございましたから省きまして、一点なお氣になります点は、この両省を合併することは、そこには非常に経済的な面から見てのものがあるというふうなことを、先ほどの御答弁でおつしやつたように記憶いたしました。私は最近の種々の政府のなされるその処置の根本的なものが、結局金がないから、予算がないから、経済的に見てどうしてもしようがないからという、いわゆるりくつからいつてきないような点が、金がないというそのためになされて行く点が多々あること、これはもう次官御自身が始終御経験になつておられることと思ふのであります。他の委員から種々述べられましたように、厚生行政と労働行政の重要な問題が、経済的な面から、金がないからというので一つに縮小される、しかもその大事な面がここに落ちて行くというふうなことになることを、私は一番おそれております。またそういう予算の面からという行政改革がなされる危険が、一番大きいのではないかと思ふのでございますが、その点希望を述べると一緒に、次官のその点についてのお見通しを簡単に伺つておきたいと思ひます。

○山口(六)政府委員 お答えいたします。厚生、労働両省が、合一されると

いう段階になつてゐるわけではないのであります。かりにそうした問題が研究されてゐる、対象となつてゐると仮定いたして申し上げるのであります。必ずしも経済財政のみによりまして、そうした統合が考えられるということでは毛頭ないわけでございます。はたしてそうしたような機構の整備をいたしました場合におきまして、そうした方法が経済財政的に国民負担の軽減に効果ありやいなやということも、一つの條件ではあるのであります。しかしながら、さういふいたしますことが、はたして国民の要求いたします厚生行政ないし労働行政の福祉といたしまして、現実に国民がそれを期待するやいなやというふうなことも考えられるわけでありまして、またそうしたことが、行政の背景としてはたして妥當適切であるやいなや、そうした各般の点にわたつて調査研究を遂げてゐるわけでありまして。

○大石委員長 これにて暫時休憩いたします。午後一時半より再開いたします。

午後零時二十五分休憩
午後二時十分開議
○大石委員長 午前中に引続き、會議を再開いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法案を議題とし、本法案審査のための公聴會開會に關する件について御諮りいたします。本日提出いたしました公聴會開會要求書に對しまして、先ほど議長より承認をいただきましたので、この際正式に公聴會を開會することを決議いたさねばなりません。先刻理事の諸君と

も協議いたしましたのでございますが、戦傷病者戦没者遺族等の援護についてという問題に關しまして、来る三月二十五日、二十六日両日の午前十時から、それ／＼公聴會を開くことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大石委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

なお、ただいま決議いたしました公聴會開會の報告書を議長に提出いたしますとともに、公聴會の日時、案件等を官報、新聞、ラジオ放送等で公示することといたしますから、御了承を願ひます。

次に本案の細部の説明を政府側關係者より聴取しつつ應談いたしたいと存じます。

これより應談に入ります。
〔午後二時十二分應談會に入る〕
〔午後三時四十五分應談會を終る〕
〔應談會を終つて散會〕

衆議院厚生委員會議録第三号中正誤	
頁	誤 正
一	二十八行の次の行に「厚生事務官(大臣官房國立公園部長)森本潔君」を加える